

市有財産売買契約書 (案)

売渡人 御坊市長三浦源吾（以下「甲」という。）と買主■■■■■（以下「乙」という。）とは、下記条項により市有財産の売買契約を締結する。

（審議誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する土地（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在	地 目	面 積 m ²
御坊市島字上三百歩■■■番■	■■	■■.■■
計		■■.■■

（売買代金等）

第3条 売買代金は、金■■■■■■■■円とする。

2 乙は、前項の売買代金をこの契約締結に伴い甲に支払わなければならない。

（所有権の移転等）

第4条 甲は、前条の定めにより代金が完納されたときをもって、売買物件の所有権を乙に移転するとともに、当該物件を現状有姿のまま引き渡すものとする。

2 この契約に伴う登記に要する登録免許税、登記書類作成経費並びに物件引渡し後の公租公課は、全て乙の負担とする。

（面積等の確定）

第5条 この契約締結後、売買物件の面積、その他について、甲乙互いに何等異議を申し立てないものとする。

（費用負担）

第6条 この契約に要する費用は全て乙の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第7条 乙は、売買物件の引渡し以降、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告その他何らの手続をしないで、本契約を解除することができる。

2 前項に基づいて行う甲の解除に対し、乙は、異議を申し立てることはできない。

3 甲が、第1項の定めによりこの契約を解除したときは、乙が負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費、公租公課等その他一切の経費を甲に請求することはできない。

(関係法令の遵守)

第9条 乙は、売買物件を利用するにあたり、各種関係法令を遵守すること。

(管轄裁判所)

第10条 この契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上で定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の決定による。

甲と乙は、この契約の証とするため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 御坊市藪350番地2
御坊市長 三浦源吾

乙 住所

氏名